人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令　和　８　年　３　月　２５　日
厚生労働省政策統括官付参事官付
人口動態・保健社会統計室

人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令案について、令和７年 11 月 12 日（水）から同年 12 月 12 日（金）まで、電子政府の総合窓口(e-Gov)を通じて御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、御意見については、意見募集の対象となる事項についてのみ、取りまとめさせていただいております。意見募集の対象外の御意見につきましては回答いたしませんが、今後の参考とさせていただきたいと考えております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	調査票様式のサイズ変更について 今回の改正においては、記載項目の増加は限定的である一方、用紙サイズを A4 に拡大する背景には、今後の家族形態の多様化や統計項目の拡張を見越した設計意図があると推察されます。 多子世帯や、法的には単独親権でも実質的に複数の保護者が関与するケース、さらには文化的背景により結婚、出産、離婚を繰り返す、実質的一夫多妻的の家庭も増えています。 こうした移民や国際結婚の増加による、家族構成の多様化は確実です。 であればこそ、現場に対してはその意図を丁寧に説明し、移行に伴う実務負担への支援策を講じることが不可欠である。 少なくとも施行後一定期間は旧様式の使用を認める経過措置を設け	原則、人口動態調査の調査票の提出方法はオンラインによるものとしており、訂正報告・除外報告・一部の追加報告・オンラインエラー（人口動態調査オンライン報告システムで報告ができなかったもの）に限り、紙の調査票を使用しているところです。紙の調査票は、厚生労働省から市区町村へ配布しておりますが、これに加えて、令和８年４月１日からは、市区町村が人口動態調査事務システムにおいて作成した調査票を出力する機能をオプションで実装可能とする旨、令和７年８月 29 日に人口動態調査事務システム標準仕様書【第 3.0 版】の策定の周知によって、市区町村へお知らせしたところです。 今回の調査票様式の用紙サイズ変更は、市区町村が人口動態調

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
	るか、あるいは様式変更に関する詳細なガイドラインや支援策（例：標準化された印刷テンプレートの提供、提出時のチェックリスト等）を併せて提示することが望ましいと考えます。	査事務システムから調査票を出力する場合に、通常、業務では使用しないＡ５サイズであると、人口動態調査のために、専用の用紙（Ａ５）を用意しなければならなくなることから、この負担が生じないように配慮したものです。 改正前の様式（Ａ５）の使用を認める経過措置を設けないとしました理由は、意見募集の概要に記載していましたとおり、Ａ４とＡ５が混在することによって、市区町村・保健所からの調査票提出時に、改正前の調査票（Ａ５）が意図せず脱落・紛失すること等を防ぐものであり、調査票の適正な管理を目的としております。 （保健所は、管轄区域の市区町村の人口動態調査票を取りまとめて、都道府県へ提出する事務を担っています。）
	親権区分の追加に伴う統計処理上の課題 「父母双方が親権を行う子」等の区分追加は、実態把握の精度向上に資する一方で、統計処理上の課題も想定されます。 ・市区町村による記載のばらつき（親権の実態が不明瞭な場合の対応） ・調査票記載時の判断基準の不統一 ・統計集計時における分類の曖昧性 これらの課題に対処するためには、調査票記載に関する統一的なマニュアルの整備や、自治体職員向けの研修・FAQ の提供が不可欠です。親権の実態は法的にも複雑であり、現場での判断に委ねるだけでは統計の信頼性が損なわれる恐れがあります。	意見募集の概要に記載していましたとおり、人口動態調査は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）及び死産の届出に関する規程（昭和 21 年厚生省令第 42 号）に基づき届け出られた届書等の記載事項を、市区町村が人口動態調査票に移記して作成・提出する方法により行っています。 離婚票は、市区町村の戸籍事務として離婚届の受理が行われたものを移記することで作成されており、離婚票の当該部分についても、離婚届の「父母双方が親権を行う子」等の区分の各欄に記載された未成年の子の氏名を数えて、その数を記載することから、市区町村による記載のばらつき等は生じません。 人口動態調査に関する事務については、人口動態調査令（昭和

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
	様式サイズ変更に伴う現場負担や、親権区分追加に伴う運用上の課題については、十分な配慮と支援が必要です。	21 年勅令 447 号）第 7 条の規定によって法定受託事務と定められ、また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 では、国は地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めることができるとされています。これに基づいて、人口動態調査に関する事務の処理基準を、市区町村・保健所に対して示しており、本改正に伴って、改訂した処理基準を示すことを予定しております。